

農地法第18条第1項の許可に係る審査基準について

知事が行う農地法(昭和27年法律第229号)第18条第1項の許可に係る審査基準は、次によるものとする。

農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知。最終改正令和5年3月31日。)の別紙1「農地法関係事務に係る処理基準」の「第9法第18条関係」の「1 法第18条第1項の許可対象」及び「2 法第18条第1項の許可基準」